

参 考 資 料

第102号議案	工事請負契約締結の件（箕面船場阪大前駅北出入口他整備工事(R4))	2
第103号議案	工事請負契約締結の件（新病院予定地周辺道路付替工事)	4

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	箕面船場阪大前駅北出入口他整備工事 (R4)
2	工 事 場 所	箕面市船場東2丁目 地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6年 3月 11日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 3 0 3 6 0 0 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 2 7 6 0 0 0 0 0 0
<small>(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の 10を乗じて得た額である。</small>		
5	契 約 保 証 金	納付(ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。)
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。
7	適 用 除 外 条 項	第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 11月 28日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 大阪府箕面市稲五丁目13番8号

商号又は名称 株式会社江川組

代表者職氏名 代表取締役 江川 忠範 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	新病院予定地周辺道路付替工事																						
2	工 事 場 所	箕面市船場東1丁目地内																						
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6年 11月 29日 まで																						
4	請 負 代 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>¥</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td>5</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	1	1	3	1	5	5	2	4	0	0
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
¥	1	1	3	1	5	5	2	4	0	0														
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>8</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	1	0	2	8	6	8	4	0	0	0	
百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
¥	1	0	2	8	6	8	4	0	0	0														
<small>(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。</small>																								
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）																						
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。																						
7	適 用 除 外 条 項	第39条、第40条、第41条																						

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 11月 29日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号

商号又は名称 村本建設株式会社大阪支店

代表者職氏名 執行役員支店長 先山 正登 印

(以下省略)